

静岡県告示第694号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

平成29年9月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
狩野川漁業協同組合 静岡県伊豆の国市大仁901
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
平成29年10月1日

別表

新					旧						
(遊具、漁法の制限) 第3条 (略)					(遊具、漁法の制限) 第3条 (略)						
ア 漁業の 名称	イ 漁業の 方法	ウ 統数又 は規模	エ 区域	オ 期間	ア 漁業の 名称	イ 漁業の 方法	ウ 統数又 は規模	エ 区域	オ 期間		
(略)					(略)						
にじます 漁業	餌釣	1本釣 に限る	黄瀬川	3月1日から 12月31日まで	餌釣	フライ、 テンカラ釣 ルアー釣	1本釣 に限る	黄瀬川	3月1日から 12月31日まで		
			全川（黄瀬 川を除く）	3月1日から 9月30日まで				全川（黄瀬 川を除く）	3月1日から 9月30日まで		
	全川（柿田 川を除く）		3月1日から 5月19日まで	全支流（柿田 川を除く）但 し大見川は梅 木発電所取水 口より上流域 、持越川は大 堰堤より上流 域、黄瀬川は 鮎壺の滝より 上流域に限る 。	5月20日から 9月30日まで			全川（柿田 川を除く）	3月1日から 5月19日まで	全支流（柿田 川を除く）但 し大見川は梅 木発電所取水 口より上流域 、持越川は大 堰堤より上流 域、黄瀬川は 鮎壺の滝より 上流域に限る 。	5月20日から 9月30日まで
	黄瀬川（鮎壺 の滝より上流		10月1日から 12月31日まで		（追加）			（追加）			

			域に限る)	
--	--	--	-------	--

(略)

2 (略)

2の2 全魚種の漁業は夜明けから日没までとする。

但し、うなぎ漁については除く。

--	--	--	--	--

(略)

2 (略)

(追加)